

第 二 號

報 部

日一十二月九年二十和昭

○北支事件特別税に就て

(財務局 稅務課)

○銃後の國民は何をなすべきか

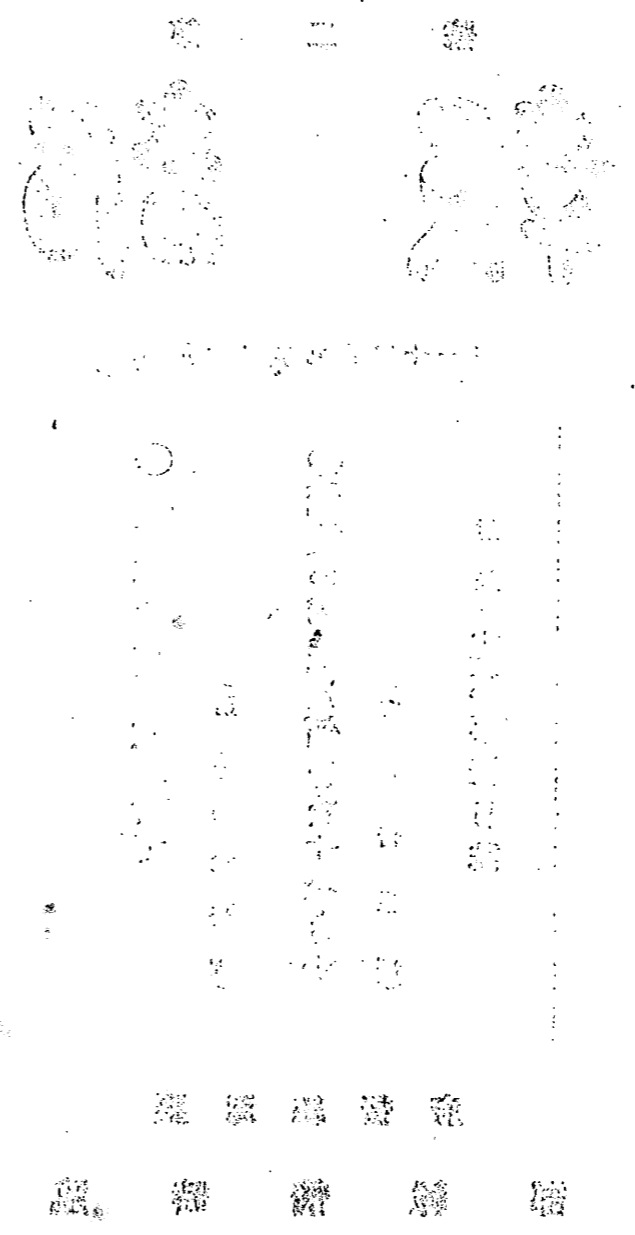
(臨時情報部)

附錄 支那事變日誌

府 督 總 灣 臺

部 報 情 時 臨





北支事件特別税に就て

財務局 稅務課

一、緒言

北支事件特別税は皆様御承知の通り北支事件(其の後北支事件といふ名稱は支那事變と改められた)費の財源の一部に充當する爲内地外地の別なく去る八月十二日全國一齊に創設せられたものであります。支那事變の經費としましては第七十一回特別議會に於て約五億二千餘萬圓、第七十二回臨時議會に於ては約二十億四千餘萬圓の豫算が通過致しました。

この經費の大部分は、大體公債を以て賄はれることになりませうが其の全部を公債で以て賄ふことは適當でありませぬから其の一部は、何か適當な稅源に求めなければなりません。何となればそれは、公債の消化其の他公債政策上から言ひましても色々議論が有りませうし、又公債は概ね後代子孫の負擔になります。事變費の如き巨額の經費を漫然後代に残すことはよくありませんから現時に於て、租税の増徴其の他に於て、出来るだけの財源を捻出し、銃後の御奉公として財政的援助に全國民一致協力しなければならぬといふ考からであります。この意味に於きまして、施行期間一箇年限り

の臨時税としまして北支事件特別税を創設することとし約一億圓の租税の増収を圖ることとなつたのであります。而して臺灣其の他の外地に於きましても勿論この非常時局擔當の責務に付きましては少しも内地と變ることはありませんから、内地同様の北支事件特別税を創設し、その増収額は徵稅費を控除して一般會計の歳入として繰入れることになつてゐます。即ち臺灣では律令を以て臺灣北支事件特別税令を制定し、其の一般會計への繰入額は總額約百七十五萬圓の見込で、昭和十二年度約百七萬圓、昭和十三年度約六十八萬圓となつて居ります。

二、北支事件特別税の内容

さて臺灣北支事件特別税令(以下單に税令と稱す)の内容を説明致しますと(大體内地の北支事件特別税法と同様であります)第一條で北支事件特別税は之を左の五種としたのであります。即ち

- (イ) 所得特別税
- 臨時利得特別税
- 利益配當特別税
- 公債及社債利子特別税
- (ロ) 物品特別税
- (ハ) 株式等の利益配當の中、比較的高率の配當金に對して課税する利益配當特別税、(ニ)公債又は社債の

即ち(イ)所得税の増徴を目的とする所得特別税、(ロ)臨時利得税の増徴を目的とする臨時利得特別税、(ハ)株式等の利益配當の中、比較的高率の配當金に對して課税する利益配當特別税、(ニ)公債又は社債の物品特別税

(一) 所得特別税

所得特別税は所得税を納むる者に之を課す(税令第二條)と規定してあります。即ち本税の納稅義務者は所得税を納むる者であります。而して所得税を納むる者に三種ありますから従つて所得特別税の納稅義務者も次の三種となります。

(イ) 第一種所得税を納むる者(即ち法人)の所得特別税は法人の本令施行後一年內(昭和十二年八月十二日より昭和十三年八月十一日に至る期間)に終了する各事業年度の所得に付賦課致します。(税令第三條)、尙清算所得に所得特別税を賦課しないことに致しましたのは本令の適用期間が一年と限られて居りますから、偶々この期間内に解散した法人にのみ本税を課税するのは不公平だから之を避けたいのであります。

税率は第一種所得税額の百分の十であります。内地に於ては臨時租税増徴法に依る増徴税額を含んだものと規定されてゐますが、臺灣に於ては本年四月の一般的税制整理の際、臨時増徴法に依る増徴と同率の増税を臺灣所得税令の中で行ひましたから、こゝに規定しなくとも同様になるのであります。これは第二種所得税、第三種所得税及臨時利得税に付ても同様であります。

納期に付きましては税令第六條第一項に、事業年度毎に之を徵收する旨を規定してあります。又税

令第十八條第一項には、臺灣所得稅令の第十二條と第十三條の規定をこゝに準用することになつてゐますが、これは法人合併の場合に於て合併法人（臺灣外に本店又は主たる事務所を有する法人との合併の時は合併法人が臺灣に本店又は主たる事務所を有するとき）が被合併法人の所得特別税を納付する義務あることを明にした規定であります。

(ロ) 第二種所得税を納むる者（法人及個人）の所得特別税は本令施行後一年内に支拂を受くる第二種所得に付賦課するのであります。（税令第四條）「支拂を受くる」といふのは支拂期の到來せるといふ意味で、現実に支拂を受くるのが右の一年の期間内であるか否かに依つて課否が決るものではありません。

國債の利子に對しては、國債政策上、本税を賦課しないことになつて居ます。

税率は百分の五であります。納期は第二種所得金額支拂の際支拂者に於て徴收し、之を政府に納めるのであります。（税令第六條第二項）利子支拂者が不注意怠慢等の時の徴收方法等皆第二種所得税と同様であります。（税令第十七條）

(ハ) 第三種所得税を納むる者即ち個人の所得特別税は昭和十二年分第三種所得に付賦課するのであります。その税率は第三種所得税額の百分の七・五であります。（税令第五條）納期は二分して、前期は昭和十二年十月一日より二十五日限、後期は昭和十三年三月一日より二十五日限之を徴收するのであります。（税令第六條第三項）従つて第三種所得税を徴收する際同時に本税を徴收することとなるのであります。尙個人の所得特別税に於て納税地並に納税管理人に關しては、臺灣所得稅令第五十

一條及第五十二條の規定の準用があります。（税令第十八條第二項）

(二) 臨時利得特別税

臨時利得特別税は臨時利得税を納むる者（法人と個人とあります）に之を課することになつて居ります。（税令第七條）法人の臨時利得特別税は大體第一種の所得特別税と、又個人の臨時利得特別税は大體第三種の所得特別税と同様の仕組になつて居りますが唯税率は夫々臨時利得税額の百分の十五であります。

(三) 利益配當特別税

利益配當特別税の納税義務者は臺灣に本店を有する法人より利益の配當を受ける者であります。

（税令第十一條）但し臺灣所得稅令其の他の法令に依り第二種所得税を課せられない者、即ち州、廳地方費、市街庄その他の公共團體各種の公益法人等には本税を課しないことになつてゐます。（税令第十一條第二項）

利益配當特別税は本令施行後一年内に臺灣に本店のある法人より支拂を受ける（支拂の確定の意味）利益の配當に賦課いたしますが七分迄の配當金には課税せられませんが、税率は七分以上の配當金の七分を超えた部分にだけ、百分の十の課税を致します。例へば百圓全額拂込の株券で年一割の配當があつたとします。配當金としては十圓貰へるのですが、配當率七分（七圓）を超える金額三圓の百分の十に當る三十錢が利益配當特別税として徴收せられますから手許に渡されるのは九圓七十錢となる計算になります。尙第三種所得又は資本利子金額計算の場合に於ける配當金の取扱は配當金の總額で

なく、この特別税を控除した残額であります。(税令第十九條)

第一種所得の計算の場合に於ては、法人の納めた利益配當特別税は當然之を損金に計上し得るか
ら、法文上「第一種所得税を除く」と規定せられたのであります。

利益配當特別税の徴收方法は配當金支拂の際支拂者に於て徴收し翌月十日迄之を政府に納めること
になつてゐます。(税令第十三條)即ち源泉課税の方法に依つたのであります。

尙徴收者の責任については第二種所得税に於けると同様の規定が置かれてゐます。(税令第十七條)

(四) 公債及社債利子特別税

本税の納税義務者は臺灣に於て公債又は社債の利子の支拂を受ける(本令施行期間内に支拂の確定
したるの意)者であります。(税令第十四條)但し利益配當特別税に於けると同様に公共團體又は公益
法人の如く臺灣所得税令その他の法令に依つて第二種所得税を課しない様に規定してある者は除くこ
とになつて居るのであります。

外貨債につきましては、比較的高い利率のものには外貨債特別税が課せられますから本税は賦課し
ない規定になつてゐます。又國債に付ては四分、地方債、社債等に付ては四分五厘の利子迄は課税せ
られません。税率は利子金額中國債に在つては利率年四分、國債以外の公債即ち地方債及社債に在つ
ては四分五厘の割合を以て算出した金額を超える金額の百分の十であります。(税令第十五條)例へば
額面百圓、利率年四分五厘の國債について考へますと、利子額年四圓五十錢ですから年四分即ち四圓
を超える金額は五十錢です。それで五十錢の百分の十即ち五錢の税を負擔することになります。

公債及社債利子特別税の徴收方法は第二種所得税と同様に源泉課税の方法に依ります。實際に於て
は第二種所得税を徴收する際本税も同時に徴收されることになりませう。又徴收者の責任に付ては
第二種所得税に於けると同様の規定が置かれてあります。(税令第十七條)

次に所得税又は資本利子税の計算に付て特別規定があります。(税令第十九條)公債又は社債利子
に付て第二種所得税又は資本利子税を徴收する場合には、所得金額又は利子金額から本税相當額を
控除した残額を以てその課税標準と致します。

(五) 物品特別税

前述の四種の特別税は皆直接税でありますが、本税は特定の物品の消費者が租税を負擔することを
豫想せられる間接税であります。

物品特別税は今回設けられた新しい税であります。從來奢侈税とでもいふ様なものの創設の可否に
ついては種々議論があつたのであります。今回創設された此の物品特別税はこの點について新しい
試であるといへるわけでありませう。言ふまでもなく、今回の増税はなるべく大衆の負擔となることを
避ける趣旨で立案せられたのでありますから本税に於きましても生活必需品にはなし大體に於て擔
税力の大きい有産階級を顧客とする装飾品、贅澤品等一般に奢侈品と認められる物品の中特定のものを
指定致しまして、其の消費に課税することとし、この非常時に當つて幾分の負擔を爲さしめると同
時に、又一面不急の消費を抑制せんとするものであります。

物品特別税は左に掲ぐる第一種及第二種の物品の中で臺灣總督の定むるものに之を課する規定であ

ります。(税令第二十條)

即ち

第一種

- 一、貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品
- 二、眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品
- 三、貴金屬製品又ハ貴金屬ヲ用ヒタル製品
- 四、鼈甲製品
- 五、珊瑚製品

第二種

- 一、寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品
- 二、寫眞用乾板、フィルム及感光紙
- 三、蓄音機及同部分品
- 四、蓄音機用レコード
- 五、樂器及同部分品

而して右の第一種、第二種に掲げてありますもので、どんな品目を指定してあるかといひますとそれは臺灣北支事件特別税令施行規則第四條に列記してありますからそれに就いて御覽になつていただき度いと存じます。唯臺灣に於ては内地と異り、臺灣樂器及支那樂器中に適當な課税物件がありま

すからそれを加へましたのが臺灣の特殊事情であります。

物品特別税は施行規則第四條に指定してある物品に對し課せられるのでありますが税率はその物品の價格の二割であります。ところが第一種の物品に付ては直接小賣業者から消費者に賣られる時に課税し、第二種の物品は製造場から引取る時(販賣せられたと否とを問ひません)に課税するのですから従つて課税標準となる物品の價格も、第一種の物品に付ては販賣せられた價格(正常な取引に於てです)第二種の物品に付ては製造場より移出するときの價格といふことになるわけであります。

この税は前に申しました様に消費税でありますから結局の所經濟的には消費者が租税を負担するのですが、法令上の納税義務者は、第一種の物品に付ては其の小賣業者、第二種の物品に付ては其の製造者であります。ですから、小賣業者や、製造者には種々な申告義務、帳簿記載の義務等色々守らなければならぬ規則が規定してありますから、條文についてよく認識せられ、誤りの無い様に致され度いと思ひます。

それから、輸出するものと、第一種又は第二種の物品の製造の用に供するものと、かその他用途に依つては物品特別税を免除せられる場合があります。

最後にこの特別税の罰則に付きましては詐偽其の他不正の行爲に依つて税金の遁脱を圖り若は遁脱した場合に税金の五倍に相當する罰金に處するといふ規定があります。又物品特別税に付きましては、これは間接税でありますから間接税犯則者處分法が適用され又各種の申告義務、記帳義務の違反等の場合に於ても夫々罰則の定めがあります。

以上北支事件特別税の大意に付て説明を致したのであります。が終に臨み非常時局に於ける納税精神の發揚に付て一言申上げ度いと存するのであります。

今日臺灣に於ける納税成績は常に一〇〇パーセントに近く數字的には極めて良好で御同慶に堪へない次第であります。が更に此の際納税者各位に於かれましては折角皆様の御納めになる税金を單に他律的、權力的、義務的に徴收されるといふ考へでなくて自發的、奉仕的、道德的に、進んで納められ燃ゆるが如き納税精神の發揚に努めていたゞき、躍進日本の經費は我々で負擔するのだといふ心構を堅持していたゞき度いと思ふのであります。殊に此の特別税に於きましては租税の形で表はれた一種の國防獻金と御考へになりました。此の重大時局に當り各自其の分に應じ、納税報國、納税奉公の實を擧げられ、協力一致、銃後の奉公に寸毫も缺ぐることなき様深く心に期していたゞき度いと存する次第であります。

銃後の國民は何をなすべきか

臨時情報部

緒 言

北支の一角に端を發した戦火は帝國の局部的解決、事件不擴大の方針にも拘らず支那側の不誠實に因り中支に波及し更に南支に延びて茲に北支事變は支那事變となつた。此の廣大な戦線に立つて近代戦術の粹を盡し、陸に海に將又空に勇戦奮闘皇軍の威力を遺憾なく發揮し新聞、ラヂオ或は映畫を通して銃後の國民に見える我が勇將猛卒に對し我々は感激感謝すると共に、これが後顧の憂なからしめるのみでなく、更に積極的に働きかけ銃後の護を固うせねばならない。

近衛首相は臨時議會の施政演説に於て國民の任務に關し、一時の戦勝に酔ふが如きことなくこの緊張を持続して時艱を克服し、東洋の平和延いては世界の平和の終局の目的を達成しなければならぬと述べた。又藏相は議會の答辯に於て、政府は今後如何に事變が擴大しやうともこれに對應する覺悟と準備とを持つて居ると、其の決心を明かにして居る。帝國臣民はこの帝國の國是と政府の方針に相呼應して各々その本務を全うし、之に重大な支持を與へなければならぬ。今や二十億餘の老大な事變

豫算が成立し非常時經濟諸立法はその實施に着手されつゝある。我々銃後の國民はかかる時局に際してよく聖旨を奉體し國民の本務を盡し皇謨に翼賛し奉らねばならぬ。

而して我等銃後の國民がなすべきことは國家の終局目的への凡ゆる手段方法であつて、或は物質的に、或は精神的に、社會各般に亘るのは勿論であるが、茲には特に重要な二三に就て述べることにする。

一 國民精神總動員に就て

國民精神總動員とは國民精神の作興涵養に關し官民凡ての機關を擧げて動員し之が完全なる發達を期することを言ふので、國民精神にして萎微廢頹する時は國家の全機構を以てする總動員も砂上の樓閣に終るのである。

然らば國民精神とは何であらうか。つまり皇道精神、即ち我が肇國の一大精神を言ふものである。換言すれば我が有史三千年の傳統に育てられたる柄平たる正義人道の一大精神である。

國民精神の興廢が一國の盛衰に如何に重大な影響を及ぼすかは、歐洲大戰に於ける思想宣傳戰に於てドイツがロシア國內に革命を起させて遂に帝政ロシアを瓦解に導き、又聯合國が其の宣傳に依り經濟的壓迫と相俟つてドイツを内部から崩壊せしめた實例に徴しても明かである。

由來國難に際會するや舉國一致して之が克服に勇往邁進するのは我が國建國以來の國民精神の流弊であるが、現下の難局に當り益々皇道精神を國民全般に徹底せしめて、外國よりの思想宣傳に對して毫も揺がぬ信念を持たしめ、更に進んでは外國に對して我が精神的威力を發揚し我が信念に共鳴せし

めねばならぬ。

特に本島は帝國南方の鎮めとして國防の第一線に立つてゐるのであるから、五百萬島民は今こそ眞に皇國民としての節操を一段と堅持し、更に進んで積極的に國家報恩の實を擧げねばならぬ。又皇民化の徹底のためにも精神總動員の實施をして島民の生活部門の細部まで透徹せしめ、眞に内臺一如の實を擧げる一大轉機たらしめねばならぬと思ふ。こゝにこそ本島に於て將に展開せられんとしつゝある國民精神總動員運動の重大使命が存するのである。

願るに本島に於ける教化運動は、昭和九年の臺灣社會教化協議會及び昨年の民風作興協議會を経て、内臺一如と國民精神の振作を目標として全島的に目醒しい躍進を示して來た。その根本的指導精神としては平時たると戰時たるとに於て相違のあるべきものではないが、時局の緊迫により従前の運動に一段の拍車を加へ、更に時局の推移に對應する實施事項に就ては一層の努力を要することは言ふまでもない。即ち過去の實績に徴し現下の情勢に則應するやう全機關を動員して所期の目的に向つて迅速に有效なる實績を齎すやう整備せられねばならぬ。

今回の國民精神總動員は、國運進展に對する全島民の國家奉仕の觀念の徹底が根本であつて、單なる掛聲や一時的運動に終つてはならない。要は實踐躬行あるのみで特に社會先覺の士は身を以て範を示し、本運動の推進力たるの實を擧げねばならない。

次に本總動員運動の實施事項の中特に重視せらるべき指導事項に就て略述しよう。

(一) 部落會、町會等實行機關の設立完成に就て一言すれば、近時年を逐うて部落又は町を活動の單

位とし、その區域の住民を打つて一丸とする部落會が各地に組織せられ、各種の教化運動をなし、又産業、交通、衛生等島民生活と密接な關係を有する事項の全面に亘つて改善を加へ國民資質の向上に努めて來てゐるが、今や全島にこの部落會を中心とする運動が普及せんとしてゐることは寔に慶賀に堪へない所である。此の團體を精神動員系統の細胞として、全島の部落に限なく普及せしめることが第一に必要なことである。

即ち定例的に常會を開催し或は國民的行事、講演、懇談會等により部落民に對して本運動の趣旨の徹底を圖り本運動の主眼である國家報恩の實踐を推進せしめるにある。

部落集會所にはラヂオ、新聞等を備へ、部落會の役員、教化委員は部落常會に於て一般部落民に適當なる時局認識を得せしめるやう、而して一方具體的方法に就き郡市街庄と緊密な聯繫を保ち十全の成果を收めるやう、努力せねばならない。

(二) 青年團の主要任務に就て一言すれば、男子青年團にあつては地方に於ける防衛團、在郷軍人會と連絡をとり、之等の團體のない部落に於ては部落會と連絡をとり、出征家庭に對する勞力奉仕、共同作業等による收益を以て恤兵獻金、町部落内の防衛、流言蜚語の芟除、正確なる時局の情報傳達、國民教化運動に關する宣傳とその實踐に率先して當ることである。

女子青年團に於ては愛國婦人會、防衛團等と連絡をとり對岸引揚者の世話、出征將士慰問金の取扱ひ、出征家庭の手傳、慰問、其他部落會にあつては中堅幹部として主婦部、女子青年部の婦人の指導

訓練に當らねばならない。

尙、臺灣總督府に於ては本總動員運動の實施に關し本部の充實成り、又地方に於ても各州及廳に支部が設けられ、各市、郡には支會が設けられることになつて居る。又實施事項も (イ) 國民精神作興講演會、講習會の開催 (ロ) 教化宣傳資料の刊行 (ハ) 巡迴映畫會の開催 (ニ) 國民精神總動員に關する會談懇談會の開催 (ホ) 教化諸團體の指導統制等、凡そ教化指導に必要な全部を網羅し既に實施しつつある。

斯くの如く官に於ける布陣は今や整ひ、その實施に寧日なき有様であるが更に下級機關、民間諸團體並に一般民の正しい理解と實踐がなければ何の効果もない。宜しく一致團結して國民精神總動員をして名實共に成果おらしめんことを望ましい次第である。

二 軍事扶助に就いて

事變勃發以來國民の後援が目を逐うて熾烈となり、各方面より陸續として恤兵、慰問金品の寄贈を見つゝあることは、實に躍進日本の面目を如實に示すものであつて喜ばしい次第である。我々は此の時に當り大に出動軍人の鼓舞激勵に努むるは勿論、殊にその背後に在る軍人の遺家族に對する扶助慰藉に萬遺漏なきを期し、以て國防の第一線に在る皇軍をして後顧の憂なからしめ、その士氣を彌々振起せしむる事が目下喫緊の要務であり、我々に課せられた重大なる義務である。銃後の扶助事業は戦時たると平時たるを問はず實施せられて居り、軍事扶助法・軍人援護資金・各種軍事扶助團體等の活動

により相當の實績を挙げつゝあるが、特に今回の如き事變に際しては國民一般の本事業に對する理解と協力を以て益々之が強化徹底を計つて遺漏なきを期せねばならない。

斯かる見地より銃後の各種施設に就き大要の説明を試みることにする。

(一) 軍事扶助法は兵役の大任に服する者をして後顧の憂なく安んじて其の責務を完うせしむる趣旨を以て大正六年制定せられ、其の後二回に亘り一部の改正を経たもので我が國軍事扶助事業の樞軸を爲すものである。

本法により國家から扶助を受ける者は傷病兵並に其の家族、遺族及び現役兵として入營した者の家族、遺族或は應召した下士官兵の家族遺族である。扶助の種類は生活扶助、醫療扶助、助産並に生業扶助の四種類である。

併しこの外にも扶助を要する場合が相當あるのであつて例へば出動兵士の内縁の妻又は出動兵士の伯父、叔母、甥、姪其の他遠縁の者で出動兵士と同一世帯に在つて扶養を受けてゐた者等は、兵士の出動に依て収入が無くなり直に生活困難に陥る場合がある。従て是等の者に對しては各市、街、庄、軍事扶助團體等相協力して軍事扶助法の手の及ばない點を補充することとし扶助の萬全を期してゐる次第である。

(二) 先づ是等の諸事業の中第一に擧ぐべきは内地、道府縣に存する軍人援護資金であるが本資金は遺憾乍ら本島には分配されてゐない。

(三) 次に民間に於ける軍事扶助團體があり、夫々各種の扶助を廣汎に亘つて實施し相當の業績を收

めてゐるが特に事變等に際し有効に敏速に活動の出来る事が此の種團體の特徴であり生活、醫療、産具の配給等其の必要に應じて着々仕事を進め尙職業再教育、就職斡旋、或は慰安會、慰靈祭の執行、弔慰金の贈與、出動軍人留守宅の慰問、入院患者の慰問等細大漏さず所謂痒い所に手の届く様な事業をしてゐる。

本島に於ては最近島内に於ける主要團體である帝國軍人後援會臺灣支會、愛國婦人會臺灣本部、帝國在郷軍人會臺灣聯合支部、日本赤十字社臺灣支部の四團體協定の下に軍事扶助臺灣委員會を設置し事務所を臺灣總督府文教局社會課に置き着々本事業の目的達成に邁進してゐる次第である。

(四) 尙、茲に一言すべき事は入營者職業保障法に就てである。本法によれば兵役義務者をして後顧の憂なく任務に服せしむる爲、入營を命ぜられた者、又は入營を命ぜらるゝ事のあるべき者に對し入營の爲に就職上不利なる取扱を爲す事が出来ない事になつてゐる。今回の事變により平素の職業を離れて戰場に赴く人に對し本法の勵行を圖ることは勿論、法の適用のない方面に於ても同様の趣旨を以て之等の人々の再就職の保障せらるゝことを切望するものである。尙最近の實情に依れば官公衛の例に倣ひ民間會社、銀行、工場其の他個人商店等の傭主に於て傭人が動員により出動後も仍現職の儘とし之に相當の給料又は手當を支給する等、出來得る限り優遇の方途を講じてゐる事例の多い事は銃後後援の見地より誠に喜ばしい事である。

以上は銃後の後援に關する制度並に事業の大略であるが、若しも出動軍人の家族遺族の中で事實、生活困難に陥つて居り乍ら、軍事扶助の途ある事を知らぬ爲に萬一扶助に漏れるような者があつては

誠に遺憾千萬であるから、斯る事の無いやうに役場、方面委員事務所等に出動又は應召軍人の遺家族に對する相談所又は世話係等を設け積極的に活動し慰藉、扶助に遺憾なきを期すると共に他面、方面委員、在郷軍人會員、青年團員等は常に是等の各機關とよく連絡を保ち、扶助の周知徹底並に實施に關して一段の協力が必要である。

三 物資の回収及び消費の節約

(一) 物資の回収

回収といふのは物の利用價值が充分發揮されてゐないか又は全く發揮されてゐないものに適當な操作を加へて價值を充分發揮させることで所謂廢物利用といふのがその大部分である。その外死藏物の回収、保存物の回収といふがある。又回収方法としては工業的に行はれる回収と家庭的に行はれる回収とがある。

扱て、凡ゆる回収可能の物資に就て之が回収を計ることは物資の持つ價值を充分發揮させる所以であり、經濟合理化の一端である。故に社會の進化、經濟の發達に伴ひ物資の回収が行はれるやうになつた。而して最も重要な金屬の回収は、歐洲大戰を契機として金屬工業化の研究時代となり、更に財界不況による廢物利用や軍需工業隆盛による金屬の需要激増或は爲替低落による輸入品の暴騰の影響を受けて著しい發達を遂げたのである。しかし現下の統制經濟の下に於ては工業、貿易、金融等と緊密な聯關を持しつゝ、金屬のみでなく一般軍需品及び軍需關係品の原料となるやうな一切の物資に就いて

特にその回収が益々重要となつて來たのである。就中屑鐵、銅、錫、アルミニウム、ゴム、棉花、羊毛、紙等はその尤なるものである。

今こゝらの物資の用途を一瞥する屑鐵は製鋼、製鍊原料として重要なものは贅言を要しない。即ち艦船、鐵道、兵器、機械器具、材料、自動車、航空機用材料として重要な用途がある。銅は兵器、電線、電氣機械、器具の材料及び貨幣用として、錫は各種合金用、鍍金用、錫箔、チューブ類の材料等に用ひられる。アルミニウムは近來航空機の發達、空軍の擴張により特に其の重要性を唱へらるゝに至つた。尚、その他自動車用、船舶用、兵器其他軍用品の材料、理化學器具及一般家庭用として輕金屬中の白眉である。生ゴムは自動車用、航空機用等のタイヤ及チューブ類の材料として、棉花は綿火藥の原料、綿糸綿布類原料として、羊毛は軍用、一般被服材料として、紙は一般包装用として用途廣きは周知のことである。斯くの如く此等の物資は平戰兩方面に於て必須不可缺の物資である。

然るに、之等の資源に餘り恵まれて居ない我國は經濟的には勿論國防的見地からも、些細なものとも雖も之を忽にせぬ觀念を涵養し、進んで不足資源の克服に努め、以て自給自足經濟への目標に邁進せねばならない。

今二三に就いて其の回収状況を見るに、屑鐵の回収は物資回収中の王座である。大正の初期には殆んど其の輸入を見なかつた屑鐵が昭和九年に於ては一四〇萬噸の多量に達し製鋼高に對する此率は六五%に上つて居る。鐵礦に恵まれぬ我國が屑鐵の回収に努め、多量の屑鐵を輸入するに至つたのは當然である。然し自給自足經濟への躍進は之が輸入を輕減するやう國內の屑鐵回収を志すのが喫緊であ

る。ゴムに就ては我國の再生ゴムの利用量は僅かに生ゴム消費量の約一〇%に過ぎず米國の四〇%に比し逕庭がある。我國の古ゴムは大部分廢棄せられ僅かに古タイヤの何%か利用されて居るに過ぎない。羊毛に就ては我國の資源絶無といふべく、幾多の経費もその成果なく現在僅かに羊毛生産約十七・八萬封度に過ぎず、年輸入量約二億封度に比すると九牛の一毛と言ふべきである。店頭に現はれる毛織類の大部分は普通二乃至五割位の回收羊毛、屑毛等の混入があるのを併せ考へる時如何にその回收の切實なるか痛感せられる。

上述の如く我國に於ては重要資源の不足とその回收の充分でないものが頗る多い。之が對策として政府の輸入統制による軍需品、及び軍需用品の原料輸入は増加するが貿易の關係、或は國際關係最悪の場合の輸入杜絶等を考へるとき、自給自足をモットーとする官民一致の統制ある方策の下に國內の回收に努めねばならない。即ち、此の非常時局に際しては一大愛國運動に依る之等の物資の回收は國民の義務であらねばならない。

然らばその回收の實施方法として如何なる事が考へられるか。曾て京都市のある國防婦人會で國防資源の蒐集を行つたが僅か一週内で空罐、釘鐵、錫鐵、銀紙、アルミニウム、セルロイド、毛屑、ゴム等總量實に百二十貫の多きに達し、又大阪市衛生課が各家庭のゴミ箱から集めて整理した中で國防不足資源となる品が昭和十一年度統計に於て約四萬圓となつた。此の様な團體による廢物の蒐集は大量に上りその成績の著しいものがあるが現下の如き時局としては更に進んで民間團體の一齊動員による蒐集乃至は常設専門の蒐集機關の設置が望ましいのである。即ち、凡ての公衆集會所、俱樂部、

娛樂場、其の他の會場等には愛國回收箱を設置し煙草の銀紙、紙屑等を蒐集する方法が講せらねばならない。又最初の出發點であり根本である各家庭に於て愛國箱を備へ付け、廢品屑物に残る價値を無にすることなく回收に便ならしめねばならない。一片の紙屑も塵箱へ投入ればやがて一抹の煙と化するのみ、愛國箱への投入はやがてニューペーパーとしての出現への鍵となるのである。

之を要するに、天然資源に恵まれぬ我國としては、回收工業の擴大發展の要あるは勿論なるが、更に之が給源の不足を補ふ爲一大愛國運動による各家庭及び民間諸團體の廢品屑物の回收、利用を圖らねばならない。

(二) 消費の節約

從來増産運動は大いに奨励され着々實績を挙げつゝあるのに反し消費節約運動は比較的看過され勝であつたが、現下の時局に際し國家總動員による統制經濟の下に於ては、生産方面のみでなく消費の方面に於ても特に考慮が拂はねばならない。

財界不況による自然的消費節約や、高物價による家庭經濟上の消費節約等は勿論從來行はれて來たのであるが、これ等は局部的なものであつたり或は一般的であつても強力な統制的なものではない。國家總動員による消費の節約はこれを一般的なものとし且つ統制的なものとするのである。ドイツの如き消費統制を目的とする法令の存する國もあるが、我國に於ては未だ斯かる強權的な統制方策を樹つるまでには至つてゐない。然し戰時統制經濟下の國民は此處に至ることあるべきを考へ、其の準備心構が必要である。現下の時局に於ては此の過渡期的消費統制に即應するやう舉國一致の一大愛國運

動を起し、富も貧も一様に自發的消費節約を勵行し、自給自足經濟、國際收支上の一大支持を爲さねばならない。

物資の回収は一度消費され又は放置されて居るやうな物資を取戻すことであるのに、消費の節約は重要物資を成るべく費消せず或は代用品を以て之に代へ、重要物資の消費散逸を防止する所に意味がある。消費節約と物資の回収とは密接に聯關して自給自足經濟への前進となるわけである。故に回収を要する軍需品、軍需關係用品の原料は勿論、その外回収の不能或は困難な燃料、特に石油類及其の代用品の消費節約は最も重大である。又鋼材、鉛、亜鉛、アンチモン、ニッケル、皮革、木材、電力並に之を原料とする成品の消費節約も亦重要なことは言を待たない。

官に於てもこれ等重要物資の消費節約に關し又消費の節約と同じ効果のある重要物資の用途の制限、代用品の使用の指定等に關し方策を樹て適宜の措置を講じつゝあるが、就中代用品の使用は國産品の代用と結び付き國産品の獎勵として從來普及徹底され來つた所である。この提唱に應へ、その實を擧げることが即ち國家資源上且つは國防上國民のなすべき任務である。

四、増産運動に就て

我國唯一の熱帯領土たる臺灣は地理的にも勿論重要であるが、一面熱と光とに恵まれて既に自然的に農産物の生産について好條件にあることは資源的にも亦重要な意味を持ち内地に於て得られぬ多くの國家的重要作物の栽培が本島に於て可能なることは益々その重要性を裏書するものである。

臺灣に於て總人口の過半を占むるものは農民であり、而もその従事する生産分野は本島の王座を占める農業であるから、彼等は人的物的兩方面に亘り資源として最も重要な存在である。依つて、本島農民が眞に皇國民として其の任務を果さんには常に時局に對し深い理解と認識を持つことが肝要である。

從來臺灣に於ては米と甘蔗が農産物の主なものであり、又その増産は非常に重要であつたが、然し今後は範圍を廣くして所謂新興作物として獎勵普及を見つゝある黃麻、苧麻、蓖麻、綿の如き國家的重要作物の生産が益々必要となつて來たのである。

之等の作物の用途を見るに、軍需用品原料としては黃麻は包装用袋に、苧麻はテント、被覆布、飛行機の翼に、蓖麻は減摩油に綿は火藥原料に充てられ、又一般用途としても袋、衣服、麻織物、綱、繩、絲等その用途は實に廣く且つ大である。殊に戦時資源として不可缺なる減摩油原料品たる蓖麻子の如きは熱帯原産の多年性植物であり、氣温の高い地方に於てはどんな地質のところでも之が栽培可能なのであるから、臺灣等に於てはこの際積極的にその栽培に乘出すべきであり、この意味に於て先般總督府に於て計畫實施の運びとなつた。本島農民蓖麻栽培運動の如きは最も機宜に適した報國的事業と見做すことが出来るのである。

我國の平時貿易輸入額は二十六億圓に達して居り、而もその中五億二千萬圓は熱帯性植物により生産せられる工業用原料品及び食料品であるから、少くとも斯の如き熱帯地に於て生産されるものは臺灣に於て之を生産し、以て輸入を防遏するの意氣が必要であり、又それが臺灣に與へられた國家的の

任務でもある。

銃後の民の國家奉仕の途は、必しも國防献金又は慰問品のみとは限らない。斯の如き國家的に必要な資源を自ら進んで生産することは更に重要な立派な報國の途となるものである。そして臺灣は斯の如き方面により多くの範圍と機會とを與へられてゐることを寧ろ本島民は感謝しなければならぬ。

かうしたことを思へば本島農民がその植栽の一部を重要作物の栽培に割愛することは容易な事であり、又それが國家總動員計畫に於て農民の負擔する分野を遺憾なく遂行する事となるのであるから、本島農民は深く思をこの點に致しこの際皇國民としての本領を十分に發揮すべく務めなければならぬ。

五、戦時體制下に於ける警察と民衆及び機密の保護

(一) 警察と民衆

警察の任務は國の内外竝に社會の秩序を維持し國民をして安んじて其の職業に専心せしめることにあるが、特に今日の様な時局に於ては此の使命は益々重大さを加へて來てゐる。従つて警察當局は今や全機能を働かして晝夜の別なく活動し、治安秩序の維持に就ては國民に不安憂慮の念を持たしめなす自信と覺悟とを持つて職務を遂行して居るのであり、島民として特に次の如き事項に協力をしなければならぬ。

第一に、民衆は時局に對し充分なる認識を保持し而かも飽く迄冷靜沉着なる態度を失はぬやう心掛けねばならぬ。

東京の大震災當時、此の訓練が出來てゐず、民衆があまり輕率であつたが爲、一片の流言蜚語にも脅され周章狼狽、災害を大きくした事は明瞭な事實である。經驗のある人の話に依ると空襲を受けた場合、眞に一番大切な事は各人の冷靜なる判斷と沈着適切なる措置であると言ふことである。戦局の前途に關し種々なる場合をも考慮して豫め之が對策を考究し、一時的昂奮を抑制しなければならぬ。

第二に流言蜚語に注意せねばならぬ。昔から本島には何か事があると根も無い浮説が盛行はれる。その結果本島の治安を亂した事が少くなかつた。日露戦争中にも無根の風説が飛んで本島の民情を動搖せしめた事は屢々であつた。幸にして我皇軍の連戦連勝破竹の勢に島内に於て大事も起らずに済んだのである。由來色々な流説や陰謀はややもすれば警察官の耳よりも社會人の耳に入ることが多いのである。怪むべき風聞がある時は警察と緊密な連絡をとり事の大事に至らぬ以前に處置し、以て治安の維持に萬全を盡さねばならない。又知識階級に屬する人々はあらゆる機會に地方蒙昧の人々を指導啓發し、流言蜚語等に迷はされぬやう積極的活動を爲すべきである。

第三に、警察は平時に於ても最も繁忙な職務に従事してゐるのであるが殊に現下の時局に於いては、種々雑多火急な用務に追はれて晝夜の別なく寸暇もない有様である。故に一般人は出來るだけ警察によらず自治的活動をなすやう要望せざるを得ない。例へば火災、盜難、傳染病、交通事故等起さないやうに、日常氣を付ければ避け得られる處に一段と注意し且實行することが所謂國民警察の眞髓である。

第四に警察後援團體等の組織に就てである。從來警察の補助機關としては本島人間に保甲壯丁團があり、時節柄之を指導訓練して犠牲奉公的な活動を期待してゐるのであるが、從來内地人方面に於ても各種町内團體等に於て相當警察に對する支援に盡力し或は警察後援會、義勇在郷警察團等の名目の下に團體を組織し警察の活動に精神的肉體的支援をしてゐる處も少くない。かゝる有益な團體が結成されて國民警察的活動を爲し、警察と相提携して本來の重大使命の運行に努力することは最も効果的であり警官としても極めて喜ばしいことである。

(二) 機密の保護

こゝに機密と云ふのは軍事機密及び、機密を要する國內事情の總てを指すのである。軍事上の機密は兵種、兵額、兵備は固より軍港、要港、要塞地帯その他總ての軍事施設を指すのである。又機密を要する國內事情としては重要産業資源の分布、港灣の施設、交通運輸の状況等範圍は極めて廣いが要するにそれを知られる事によつて、敵の作戰計畫を有利ならしめるものと云つてよい。例へば金銀銅鐵の産額を調べて相手國の富力、國防力を測り、自動車、汽車、船舶の數から、戰時輸送能力を知るが如きである。即ち列國は自國がこれら機密の保護に努めると共に他國の機密を探り一朝有事の際に備へんと狂奔するもので、所謂外謀の暗躍が此處に生ずるのである。

然らばこれ等秘密の保護は如何にすればよいか。勿論陸海軍刑法、軍機保護法、治安維持法、臺灣違警例等の取締法令があり、取締當局としても憲兵、警察があるが、如何に努力しても數に於て限りがあるので虎視眈々として間隙なき外謀の眼に對しては萬全を期し難い。これは國民全般が憲兵とな

り、警察となつて「我等の機密は我等が護る」といふ意氣の下に協力せねばならない。殊に今次の事變の如く即ち戰時状態に立到つた際に於ける外謀の暗躍跳梁は愈々活潑の度を加へるから些かも油斷は出来ない、又機密事項にたづさはる官廳公署或は特殊會社の人は自己の周圍に對して常に警戒を怠つてはならない。外謀の魔手は常に其の身邊に及んで居るのである。官廳の紙屑箱から重要な機密を持出された例は多い。故に機密書類の看守、反古類の處置に就ては特に深甚の注意をせねばならぬ。

結 言

以上述べて來た所は本島現下の時局に照らし、我々銃後の國民として心懸くべき最も重要且緊切な事項であるが、固より之を以て銃後の國民の本務の總てを列擧したのではないのであつて、此の外國民生活の各部門に亘つてその任務は重且大である。我々銃後の國民は或は寒冷の北支に或は灼熱の南支に聖戰を進め紛骨碎身、一死以て忠誠を誓ふ出征將兵の勞苦を偲びつゝ、舉國一致衷心奉公の誠を竭し以て帝國をしてその最高理想への一途を辿らしめなければならぬ。

附 録

支 那 事 變 日 誌

臨 時 情 報 部

七月七日 蘆溝橋事件勃發

1. 豐臺駐屯の我が部隊夜間演習中蘆溝橋附近に於て不法にも突如支那軍我方を射撃せり。時午後十一時四十分不法射撃部隊は馮治安の二十九軍第三十七師の一部隊なり。

七月八日

1. 嚴重なる交渉も其效なく、再度の不法射撃に對し我部隊之を反撃し龍王廟を占據せり。
2. 北平、天津共に戒嚴令布告さる。

七月九日

1. 松井特務機關長と冀察代表張允榮との折衝の結果意見完全に一致し兩軍撤退交渉成立せり。

2. 支那側調停委員の現地來着に依り漸く撤退完了せるも二十九軍の救國抗日氣勢濃厚なり。

七月十日

1. 支那軍突如八寶山の南方に現れ龍王廟の我が軍を襲撃せるも、我軍直ちに應戦撃退せり。
2. 東辛莊を占領せり。

3. 蔣介石は四箇師に北上を命ずると同時に飛行隊にも出動命令を下せるものゝ如し。

七月十一日

1. 冀察最高主腦部は我が支那駐屯軍より提出せる要求三項目を全部容認せり。
 - 一、蘆溝橋附近の支那軍隊の撤退。
 - 一、直接責任者の處罰及び謝罪。
 - 一、排日の取締及び防共。
2. 蔣介石は對日抗戰方針三項目を決定馮治安に宛て之れが實行を指令せり。
 - 一、如何なる妥協條件をも一切之れを拒絶せよ。
 - 一、一步たりとも退却を許さず。
 - 一、必要の場合犠牲を惜しむ可からず。
3. 國民政府は責任回避を聲明すると同時に中央軍に進撃を命ぜり。
4. 帝國政府は派兵を決定すると同時に、今

次の北支事件を「北支事變」と稱するに決定せり。

5. 香月清司中將支那駐屯軍司令官に補せらる。

七月十二日

1. 中央軍劉峙の第二路軍、龐炳勛の第四十軍は北上を開始せり。
2. 撤退協定を無視し支那軍我が第一線部隊に向つて射撃せるを以て我が駐屯軍當局は重大決意をなすに至れり。
3. 協定を無視して支那中央軍飛行機南苑に着けり。

七月十三日

1. 馬村に於て彼我兩軍衝突し、我が軍之を撃退せり。
2. 駐日支那代理大使楊雲竹の蘆溝橋事件に

對する抗議を我が外務省堀内次官は一蹴せ

り。

七月十四日

1. 北平郊外南苑の南方にて又小衝突を起せり。

2. 北上せし中央軍戦闘準備を整へり。

3. 各地の抗日漸次強硬となれり

七月十五日

1. 冀察首腦は宋哲元の招電により天津へ赴けり。

2. 北平在留邦人に引揚準備命令下る。

3. 内地より一部隊を派遣する事に決定せり

七月十六日

1. 協定を無視して發砲せる部隊を通州の東南安平にて約百名武裝を解除せり。

2. 支那條約國へ覺書を手交せり。

七月十七日

1. 中央は冀察を煽動し和平解決を妨げたり

2. 支那軍全面的に戦時編成を終れり。

3. 帝國政府は本日南京政府に覺書を手交せり。

4. 帝國政府は北平、南京の出先官憲に重要訓電を發せり。

七月十八日

1. 宋哲元、香月司令官に對し正式陳謝の意思を表明せり。

2. 中央の空氣益々惡硬化せり。

七月十九日

1. 平漢線元氏、順德上空にて支那軍我が偵察機を射撃せり。

2. 蘆溝橋に於て支那軍條約に違反し發砲負傷せしめたるを以て我が駐屯軍重大聲明を發せり。

3. 天津に於て排日取締協定成立せり。

4. 大使官附喜多少將は南京政府に對し最後警告を發せり。

5. 蔣介石事變發生以來最初の聲明を發せるも、内部に於ては着々抗日戦備を整へつゝあり。

七月二十日

1. 我が軍は宛平縣城に對し猛攻撃を開始せり。

2. 宋哲元に對し我方約諾實行を要求せり。

3. 蔣介石廬山より南京に歸還せり。

七月二十一日

1. 宋哲元の命により三十七師撤退を開始せるも蘆溝橋附近及宛平城の支那軍は撤退を肯ぜず防備を強化しつゝあり。

2. 松井機關長は宋哲元に對し約定不履行に就て抗議を提出せり。

3. 南京には戦争氣分横溢し居れり。

七月二十二日

1. 二十九軍代表は三十七師の北平撤退を通告し來れり。

2. 宋哲元停戦を南京政府に報告せり。

3. 國府首腦部の大勢和平協定に傾けり。

七月二十三日

1. 三十七師は續々と長辛店以南に撤退を開始せり。

2. 中堅將校の主戦派と政學會系及び浙江財閥一派の非戦論者の對立により南京政府の態度決定せず首鼠兩端曖昧至極の状態を續け居れり。

七月二十四日

1. 蔣介石は參謀次長熊斌を北支に特派し冀察主腦部と會見せしめたり。

2. 熊次長は極力抗日を勸説せるを以て三十七師は撤退を中止せり。

七月二十五日

1. 郎坊に於て彼我兩軍衝突せり。
2. 上海に於て特別陸戰隊員宮崎一等水兵拉致せられたり。
3. 上海陸戰隊員警備につけり。

七月二十六日

1. 我軍は郎坊の支那軍(張自忠麾下部隊)を撃破占領せり。
2. 本日の戦闘に空軍も参加し爆撃に偉功を樹てたり。
3. 我が香月司令官は宋哲元に對し最後通告を發せり。
4. 同夜北平廣安門外にて兩軍衝突せり。

七月二十七日

1. 通州駐屯二十九軍約八百名の武装を解除せり。
2. 北平在留の邦人避難籠城せり。

三二

3. 宋哲元は一切の公職の辭任を通告すると同時に全國に協力を求める對日宣戰を通告せり。
4. 國府絶對強硬論に傾けり。

七月二十八日

1. 我駐屯軍は宋哲元に對し最後通牒を手交せり。
2. 我空軍西苑・南苑を爆破せり。
3. 我軍一齊に攻撃を開始し左の地點を占據せり。
行宮。南苑。北苑。沙河鎮。清河鎮。
4. 宋哲元は蔣介石に救援を求めたり。
5. 中央軍先頭部隊は長辛店に達せり。
(以下次號)

昭和十二年九月二十五日印刷
昭和十二年九月二十七日發行

臺灣總督府臨時情報部

臺北市榮町二丁目十五番地

印刷人 加藤 豊吉

臺北市京町一丁目四十三番地

印刷所 小塚本店印刷工場